

第3章

管理不全な空き家でお困りの方



近隣の空き家に関するご相談

市では適切に管理されていない空き家に関する近隣住民からの相談に対応するため、東電用地(株)に委託し、管理不全な空き家に関する相談窓口を設置しています。

相談先：空き家コールセンター

☎03-4476-8037 [東電用地(株)内]

期間 6月2日～令和8年2月27日 午前9時～午後5時

※土・日・休日・年末年始を除く。

近隣の空き家について、建築部材の落下や飛散、草木の越境や害獣・害虫の発生などでお困りの方の相談を受け付けています。

※相談の際に管理不全な空き家の住所を伝えていただくと相談がスムーズになります。

市HPはこちら



第4章

お持ちの空き家でお困りの方



空き家の総合相談窓口へ

市では、空き家の問題解決のための総合相談窓口「akisol(アキソル)」を運営する(株)ジチタイアドと協定を結んでいます。

相談先：akisol(アキソル)

☎0120-772-135 [(株)ジチタイアド内]

時間 午前9時～午後6時

※土・日・休日・年末年始、8月13～15日を除く。

空き家のお悩み相談(無料)や、空き家問題の解決に向けた情報提供、事業者とのマッチング、物件を0円で手放したい方の相談等を受け付けています。

※相談内容により、費用が発生することがあります。

市HPはこちら



第5章

空き家等管理サービス事業者登録制度



空き家等の管理にお困りの方へ

空き家等の管理でお困りの方へ

市では、「空き家等の管理でお困りの方」に、「空き家等管理サービス事業者」の情報を提供しています。詳しくは、市HPをご覧ください。



管理サービスの内容

- (1) 空き家の内外の点検
- (2) 空き家の換気及び通水
- (3) 空き家・空き地の清掃、除草または樹木のせん定
- (4) 空き家の家財の処分
- (5) 空き家の修繕
- (6) 空き家の解体

※事業者により、実施できるサービスは異なります。

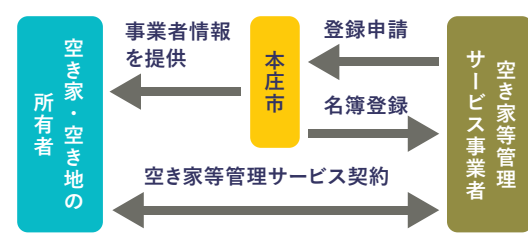
登録事業者を随時募集しています

空き家等管理サービス事業者は、所有者と契約を交わしたうえで、所有者に代わり空き家等を管理します。登録事業者は、年間をとおして募集しています。登録要件等、詳しくは市HPをご覧ください。

市HPはこちら



空き家等管理サービス事業者登録制度のイメージ



空き家をお持ちの方・近隣の空き家でお困りの方

空き家 どうしよう？



空き家を放置すると、近隣の迷惑になるなど問題が起こることもあります。

適切な管理について考えてみませんか。

★都市計画課 ☎25-1136

第1章

空き家を適切に管理しないと…



ちょっと待って！
「放置」は危険です

空き家は個人の財産であり、所有者や管理者は、空き家を適切に管理する責任があります。空き家を適切に管理せずに放置すると、建物の劣化が進み、防災面や防犯面、衛生面の問題が発生する恐れがあります。

老朽化による倒壊の危険

使われていない建物は、急速に老朽化が進みます。外壁などの落下や倒壊により死亡事故や人身損害が発生する可能性が高まります。



景観の悪化

草木の生い茂りや不法投棄により害虫や害獣のすみかになります。そのまま放置していると近隣に迷惑をかけるかもしれません。



放火による火災

管理が行き届いていないと放火されるリスクが高まります。近隣まで延焼した場合、たとえ第三者が放火したとしても、所有者の責任を問われることがあります。



治安悪化

所有者の私物が置いてあるような空き家は不審者が侵入するという事例もあります。



第2章

あなたの空き家、大丈夫？



問題の解決は**所有者**が行うものです

草木の生い茂り、建物の一部破損など、周辺に対し影響が出ている空き家について、市へ多くの相談が寄せられています。空き家の適切な管理は所有者の責任であるため、市は必要な対応を所有者へ働きかけています。

なお、空き家の活用や解体に関しての支援制度がありますので、ご活用ください。

